

濃尾用水第三期地域 受益面積整理業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、濃尾用水第三期地域における受益面積の整理を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務において対象とする場所は、岐阜県岐阜市及び愛知県名古屋市内14市7町であり、別添位置図に示すとおりである。	
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-4条	<p>1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 東海農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。</p> <p>(3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>ア 資本関係</p> <p>(ア) 親会社と子会社の関係にある</p> <p>(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある</p> <p>イ 人的関係</p> <p>(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p> <p>○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知</p> <p>受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認)</p> <p>第 1－5 条</p>	<p>受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。</p> <p>また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p>	
<p>(一般事項)</p> <p>第 1－6 条</p>	<p>本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>(2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>(3) その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>(4) 業務成果品のミス、不備 等</p>	
<p>(管理技術者)</p> <p>第 1－7 条</p>	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、共通仕様書第 1－6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次の</p>	

項 目	内 容	備 考														
	<p>とおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業—農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業—農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業—農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画														
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(担当技術者) 第 1－8 条	担当技術者は、共通仕様書第 1－8 条によるものとする。															
(配置技術者の確認) 第 1－9 条	<p>共通仕様書第 1－11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1－12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>															
(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1－37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。															
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2－1 条	<p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 本業務の実施に際しては、貸与資料を十分把握した上で実施するものとする。</p>															
(参考図書) 第 2－2 条	本業務の実施に当たり参考にする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次の図書とする。															

項 目	内 容		備 考
(貸与資料) 第 2－3 条	名 称	発行所	
	農業農村整備事業計画作成便覧	農 業 農 村 整 備 事 業 計 画 研 究 会	
	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農 業 土 木 事 業 協 会	
	貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは 監督職員と打合せるものとする。		
	分 類	貸与資料	
(参考資料及び貸 与資料の取扱い) 第 2－4 条	現況関係 資料	土地改良施設整理台帳付属図面	1 式
		事業誌（濃尾用水第二期地区）	1 式
	報告書	令和 6 年度 濃尾用水第三期地域 受益面積等検討業務	1 式
	報告書	令和 7 年度 濃尾用水第三期地域 営農基礎資料整理他業務	1 式
	その他	その他必要資料	1 式
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数 量) 第 3－1 条	第 2－2 条、第 2－3 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、 次のとおりとする。 (1) 資料及び資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 図書は、作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合 は、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、 監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しな ければならない。 (4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情 報は他には漏らしてはならない。		
	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙「作業項目内 訳表」に示すとおりである。		
	(作業の留意点) 第 3－2 条 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2－2 条、第 2－3 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与 資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を 明示するものとする。 (2) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十分 打合せるものとする。 (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式 について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するも のとする。		

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（任意座標系データを活用した GIS データ等の整理段階） 第3回 中間打合せ（公図を活用した GIS データ等の整理段階） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体(CD-R等)正副2部 (2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>	
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目8番（安田庁舎） 東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>	
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間に変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他</p>	
(業務スライドの 施行)		

項 目	内 容	備 考
第 6 - 2 条	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</p>	
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて特別提出先担当者と協議するものとする。	

別紙 作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 資料の検討	貸与資料を整理、把握し、作業計画を作成する。	1 式	設計
2. GIS データ及び一筆調書の整理	GIS データ及び関係土地改良区の土地原簿を基に整理した一筆調書（約 160,000 筆）について、両データが突合しなかった筆（約 12,000 筆）を対象に、以下のとおり整理する。		
2-1. 任意座標系データを活用した GIS データ等の整理	G 空間情報センターで公開されている法務局登記所備付地図データのうち、任意座標系データを活用して、GIS データと一筆調書を整理する。	1 式	設計
2-2. 公図を活用した GIS データ等の整理	2-1 の任意座標系データが公開されていない範囲については、発注者が法務局から取得・貸与する公図を活用して、GIS データと一筆調書を整理する。	1 式	設計
3. 点検取りまとめ	各作業項目の成果資料の点検取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	設計